

改正案	現行
<p>第一条の十四（略）</p> <p>一、十二（略）</p> <p>十二の二 療養病床を有する病院については、法第二十一条第一項第十一号及び第十二号に掲げる施設の構造設備の概要</p> <p>十三、十六（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第二十一条第二項第二号及び第三号に掲げる施設の構造設備の概要</p> <p>三（略）</p> <p>6、9（略）</p> <p>（既存の病床数の補正）</p> <p>第二条の二 法第七条の二第五項の厚生労働省令で定める基準は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。</p>	<p>第一条の十四（略）</p> <p>一、十二（略）</p> <p>十二の二 療養病床を有する病院については、法第二十一条第一項第十一号に掲げる施設及び第二十一条第一項に掲げる施設の構造設備の概要</p> <p>十三、十六（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第二十一条第二項第二号に掲げる施設及び第二十一条の四第一項に掲げる施設の構造設備の概要</p> <p>三（略）</p> <p>6、9（略）</p> <p>（既存の病床数の補正）</p> <p>第二条の二 都道府県知事は、法第七条の二第一項又は第二項の規定により病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請があつた場合において、当該地域における既存の病床（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床である場合は、診療所の病床を含む。以下同じ。）の数を算定するに当たっては、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。</p>

第六条の六 法第十八条の厚生労働省令で定める基準は、病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととする。

第七条 病院又は診療所の開設者が、法第十八条ただし書の規定による許可を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書を、病院又は診療所所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一、三 (略)

第十六条 法第二十三条第一項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第九号及び第十一号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は九人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所(療養病床を有する診療所を除く。)には適用しない。

一、十一 (略)

十二 感染症病室又は結核病室を有する病院又は診療所には、必要な消毒設備を設けること。

十三、十六 (略)

2 (略)

第十九条 法第二十一条第一項第一号の規定による病院に置くべき医師及び歯科医師の員数の標準は、次のとおりとする。

一、二 (略)

(削除)

(新設)

第七条 病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所の開設者が、法第十八条但書の規定による許可を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書を、病院又は診療所所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一、三 (略)

第十六条 法第二十三条第一項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第九号及び第十一号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は九人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所(療養病床を有する診療所を除く。)には適用しない。

一、十一 (略)

十二 感染症病室又は結核病室を有する病院又は診療所には、病院にあつては法第二十一条第一項第一号に規定する消毒施設のほかに必要な消毒設備を、診療所にあつては必要な消毒設備を設けること。

十三、十六 (略)

2 (略)

第十九条 法第二十一条第一項第一号の規定による病院に置くべき医師、歯科医師、看護師その他の従業者の員数の標準は、次のとおりとする。

一、二 (略)

三 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

2 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準（病院の従業者及びその員数に係るものに限る。次項において同じ。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。

一 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十をもつて除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を七十五をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない

以外の病室の入院患者の数を七十をもつて除した数と外来患者に係る取扱処方せんの数とを七十五をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する）

四

看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数とを加えた数加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すことに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

五

看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すことに一

六

栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一

七

診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適當数

八

理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適當数

(新設)